

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

平成 年 月 日

都道府県知事  
(市長)

殿

申請日を書くため記入しないでください

**記入例**  
**斜体文字**は、**記入例**  
**太字**は、**注意事項**

申請者 **〒803-8501**  
住所 **北九州市小倉北区城内1番1号**  
氏名 **北九州株式会社**  
**代表取締役 門司 れと朗**  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 **093-582-2178**  
**093-582-2196 (FAX)**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、~~産業廃棄物収集運搬業~~  
~~産業廃棄物処分業~~  
の事業範囲の変更許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	<b>20年 4月 1日 第07600001234号</b>
収集運搬業・処分業の区分	<b>産業廃棄物 収集運搬業</b>
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	<b>変更前の産業廃棄物の種類を記入してください。</b> <b>（積替え又は保管を含むか含まないかを記載すること）</b> <b>（石綿含有産業廃棄物を含むか含まないかを記載すること）</b> <b>燃え殻、汚泥、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、・・・</b> <b>以上5種類</b> <b>（積替え保管を含まない。）（石綿含有産業廃棄物を含む。）</b>
変更の内容	<b>鉦さい、以上1種類（積替え保管を含まない。）の追加</b>
変更理由	<b>業務拡張のため</b>
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合に限る。）	<b>キャブオーバ 2,000kg 1台追加</b>
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	<b>該当なし</b>
事務処理欄	<b>記入しないでください</b>

（日本工業規格 A列4番）

申請担当者 役職・氏名 営業主任 八幡 製子 連絡先電話番号 093-582-2178

(第2面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
もじ れとろう 門司 れと朗	昭和20年12月15日	東京都港区六本木一丁目1番1号 北九州市小倉北区城内1番1号	
(法人である場合) 個人か法人かのどちらかに記入してください。			
(ふりがな) 名称		住	所
きたきゅうしゅう かぶしきがいは 北九州 株式会社		北九州市小倉北区城内1番1号	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
該当なし			
該当者がいない場合は「該当なし」と記載すること。			
法第14条第5項第2号二に規定する役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
もじ れとろう 門司 れと朗	昭和20年12月15日	東京都港区六本木一丁目1番1号 北九州市小倉北区城内1番1号	
きたきゅう いちろう 北九 一郎	昭和38年7月8日	北九州市小倉北区室町一丁目1番1号 北九州市八幡西区黒崎二丁目2番1号	
きたきゅう じろう 北九 次郎	昭和40年3月16日	北九州市小倉北区室町一丁目1番1号 北九州市八幡西区黒崎二丁目2番1号	
きたきゅう みつこ 北九 三子	大正15年6月8日	北九州市小倉北区室町一丁目1番1号 北九州市八幡西区黒崎二丁目2番1号	
監査役、非常勤取締役、顧問、相談役、その他役員に準ずる者のすべてを記入すること。 住民票どおりに記入すること。 別紙に一覧表を作成しても可。			

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	2,000株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住	籍 所
しこく かぶしきがいしゃ 四国株式会社		1,000 50%		北九州市八幡西区黒崎二丁目1番2号
もじ れとろう 門司 れと朗	昭和20年12月15日	500 25%		東京都港区六本木一丁目1番1号 北九州市小倉北区城内1番1号
ふくおか めんたい 福岡 明太	大正14年12月22日	500 25%		福岡市中央区天神一丁目8番 福岡市中央区天神1丁目8番1号
<p>法人の役員以外でも100分の5以上の株式を有する株主等は すべて記入すること。 該当者がいない場合は「該当なし」と記載すること。</p>				

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
きたきゅう しろう 北九 四郎	昭和42年7月20日		北九州市小倉北区室町一丁目1番1号 北九州市八幡西区黒崎二丁目1番2号
<p>該当者がいない場合は「該当なし」と記載すること。</p>			

備考

- 欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

手数料欄

記入しないでください

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

市内（県内）の各事業場より排出される燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、がれき類をダンプまたは清掃車、キャブオーバ、脱着装置付コンテナ専用車、トラクタ・ダンプフルトレーラ、フェリーを使用して収集し、 処分場、 処分場、 @@興業等へ搬入する。

今回、新たに市内（県内）の鋳物工場から排出される産業廃棄物である鋳さいをキャブオーバ、脱着装置付コンテナ専用車を使用して収集し、 処分場へ搬入する。

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m3/月)	性 状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	燃え殻	20t/月	粉状	市内焼却炉設置事業者	積替え保管を行わない場合は「なし」と記入して下さい。	処分場 福岡県行橋市
2	汚泥（有機性）	3t/月	泥状	(株) 食品工場 福岡県行橋市	なし	@@興業 北九州市小倉北区
3	汚泥（建設汚泥）	10t/月	泥状	市内建設現場	なし	処分場 福岡県行橋市
4	廃プラスチック類	5t/月	固形状	市内建設現場	なし	処分場 北九州市若松区
別紙に一覧表を作成しても可。						
5	金属くず	10t/月	固形状	市内建設現場	なし	処分場 北九州市若松区
6	がれき類	50t/月	固形状	市内建設現場	なし	処分場 北九州市若松区
7	鋳さい	1 t/月	固形状	市内鋳物工場	なし	処分場 福岡県行橋市
石綿含有産業廃棄物を含む場合						
8	(石綿含有産業廃棄物)	1 t/月	固形状	市内建設現場	なし	処分場(安定型) 北九州市若松区 処分場(管理型) 福岡県行橋市
備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

様式第一号の2

3. 運搬施設の概要		別紙に一覧表を作成しても可。			
(1) 運搬車両一覧					
	車両の名称	型式・寸法	自動車登録番号	最大積載量(kg)	備考
1	ダンプ	普通貨物	北九州11 あ12-34	8,000kg	土砂等禁止
2	ダンプ	小型貨物	北九州100 い23-45	2,000kg	
3	清掃車	普通特種	北九州88 か34-56	5,000kg	
4	キャブオーバ	軽貨物	北九州44 さ・1-23	350kg	
5	脱着装置付 コンテナ専用車	普通貨物	北九州100 た45-67	3,800kg	
6	トラクタ	普通貨物	北九州100 な56-78	38,620kg [11,400kg]	
7	ダンプ フルトレーラ	普通貨物	北九州100 は67-89	25,800kg	
8					
9	フェリー 第18 丸	汽船	123456	6,000t	
10	土地の登記簿謄本どおりの地番、所有者名、面積を記入してください				
事務所の所在地		北九州市小倉北区内1番1号			
駐車場の所在地		土地の地番、所有者、面積を記入する 北九州市小倉北区室町一丁目1番1 (所有者: 小倉たい子、面積: 500m <sup>2</sup> )			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
オープンドラム缶	燃え殻、鉾さい	200L x 5個			
フレコンバッグ	廃プラスチック類、 金属くず、がれき類	1m <sup>3</sup> x 10個			
(3) 積替え又は保管施設の概要					
なし					

様式第一号の3

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

ダンプ	北九州	11	あ	12-34	金属くず
ダンプ	北九州	100	い	23-45	廃プラスチック類 金属くず がれき類
清掃車	北九州	88	か	34-56	汚泥（有機性）
キャブオーバ	北九州	44	さ	・1-23	燃え殻 鉍さい
脱着装置付 コンテナ専用車	北九州	100	た	45-67	廃プラスチック類 金属くず がれき類 鉍さい
トラクタ	北九州	100	な	56-78	} 汚泥（無機性）
ダンプ・フルトラ	北九州	100	は	67-89	

フェリー 123456 上記の産業廃棄物を積載した車両を運搬

業務を行う時間  
8時間/日

休業日  
日曜及び祝日

役員等と重複する「事務員」、「運転手」、「作業員」等は  
( )書きで記入してください

従業員数内訳

申請日現在の従業員数を記載すること 22年 4月 1日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の6 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	1 人	0 人	(1) 人	(2) 1 人	0 人	0 人	6 人

様式第一号の4

5 . 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

燃え殻、鉾さい・・・オープンドラム缶にて飛散流出しないように運搬する。

汚泥（有機性）・・・清掃車で吸引し、飛散流出しないように運搬する。  
また、悪臭発生の防止に留意する。

汚泥（無機性）・・・荷台が密閉構造のダンプフルトレーラにて飛散流出しないように運搬する。

廃プラスチック類、金属くず、がれき類  
・・・シートをかけ、飛散しないように運搬する。  
状況に応じてフレコンバックを使用する。

石綿含有産業廃棄物（廃石綿等を除く。）  
・・・解体工事等に伴って生じた石綿含有産業廃棄物は、変形又は破断しないよう原形のまま整然と積み込み・荷下ろしをして飛散流出しないよう、車両の荷台をシートで被覆し運搬する。  
また、他の廃棄物と混ざらないよう区分して収集運搬する。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他

### 事務所等付近見取図

見取図の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所 · <input type="checkbox"/> 事業場 · <input type="checkbox"/> 車庫 · <input type="checkbox"/> 積込港 · <input type="checkbox"/> その他 ( )		
住所	〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号		
電話番号	093-582-2178	FAX番号	093-582-2196

半径1km以内の見取図を記入すること



## 事務所等付近見取図

見取図の種類	事務所・ <b>事業場</b> ・ <b>車庫</b> ・積込港・その他( )		
住所	〒803-0812 北九州市小倉北区室町一丁目1番1		
電話番号	093-561-4131	FAX番号	

半径1km以内の見取図を記入すること





## 施設平面図

平面図の種類	<span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">事務所</span> ・ <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">事業場</span> ・ <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">車庫</span> ・ <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">積込港</span> ・ <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">その他</span> (      )
住所(所在地)	北九州市小倉北区室町一丁目1番1

The diagram shows a rectangular site with a height of 20 m and a width of 15 m. The site is divided into three main areas: a large orange rectangle at the top labeled '倉庫' (Warehouse), a green rectangle on the left labeled '事務所' (Office), and an orange rectangle on the right labeled '駐車場' (Parking Lot). The parking lot area is further divided into individual parking spaces by dashed lines. A blue line at the bottom center of the site is labeled '出入口' (Entrance/Exit). The site is surrounded by a yellow border. Dimensions are indicated with blue arrows: 20 m on the left side and 15 m on the bottom side. Below the site, the text '敷地面積 300m<sup>2</sup> (うち駐車場60m<sup>2</sup>)' is written.

1. 事業場内の見取図，事業用車両の駐車部分がわかるように記載すること。  
 2. 駐車場については，土地の登記簿謄本（全部事項証明書）を添付すること。  
 3. 所有権がない場合は，使用する権限を有することを証明する書類（賃貸契約書の写し，または，施設使用承諾書【様式第三号】）を添付すること。

### 運搬車両等の写真

自動車登録番号 (船舶番号)	北九州100い23-45	車両の名称 (船舶の名称)	ダンプ
前 面 写 真			
	<p>側面写真は、車両側面全体を撮影すること。                  側面の表示義務事項が明瞭に確認できない場合は、別途、                  表示義務事項を確認できる写真を添付すること。                  ( ドアに貼ったステッカーの文字が、側面写真にて確認                  できない場合、ドアを全開にして前面写真にて撮影す                  ると、文字が大きく写って確認できる場合があります。 )</p>		
側 面 写 真			
撮影		22年 3月 31日	

### 運搬車両等の写真

自動車登録番号 (船舶番号)	1 2 3 4 5 6	車両の名称 (船舶の名称)	第 1 8 丸
前 面 写 真			
	<p><b>【船舶の場合】</b>                  「斜め前方」及び「斜め後方」より、船舶全体を撮影すること。                  全体写真において、『船舶の名称』及び『表示義務事項』が明瞭に確認できない場合は、別途、確認できる写真を添付すること。</p>		
側 面 写 真			
	撮影	2 2 年 3 月 3 1 日	

### 運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	オープンドラム缶	用途	燃え殻、鉾さい
			
撮影			22年 3月 31日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	廃プラスチック類、 金属くず、がれき類
			
撮影			22年 3月 31日

## 施設使用承諾書

平成 22年 3月 31日

北九州 株式会社 様

住 所 北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

氏 名 小倉 たい子

印

印鑑を忘れないように

貴殿が下記の ~~土地~~ 車両 を（特別管理）産業廃棄物収集運搬施設として使用することを承諾します。

### 記

1. 期間 平成 22年 4月 1日から平成 27年 3月 31日まで  
許可期間と同じく概ね5年間の承諾が必要です。

2. （特別管理）産業廃棄物収集運搬施設

（1）駐車場 地番

面積

（2）車両の登録番号 清掃車 北九州 88 か 34 - 56

## 施設使用承諾書

平成 22年 3月 31日

北九州 株式会社 様

住 所 北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

氏 名 小倉 たい子

印

印鑑を忘れないように

貴殿が下記の 土地 を（特別管理）産業廃棄物収集運搬施設として使用することを承諾します。  
~~車両~~

### 記

1. 期間 平成 22年 4月 1日から平成 27年 3月 31日まで  
許可期間と同じく概ね5年間の承諾が必要です。

2. （特別管理）産業廃棄物収集運搬施設

（1）駐車場 地番 北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

土地の登記簿謄本どおりの地番を記載すること。

面積 500m<sup>2</sup>

（2）車両の登録番号

申請日を書くため記入しないでください

# 誓約書

住所 北九州市小倉北区域内1番1号

氏名 北九州 株式会社

〔法人にあっては名称  
及び代表者の氏名〕

代表取締役 門司 れと朗  
印鑑を忘れないように

印

申請者は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、下記（4、10及び14を除く。）に該当するに至った場合には、環境省令で定めるところによりその旨を届け出ます。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は次の法令に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
  - (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
  - (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
  - (4) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
  - (5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
  - (6) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
  - (7) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
  - (8) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
  - (9) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
  - (10) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（傷害現場助成）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの。
- 8 7に規定する期間内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、7の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの。
- 9 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者
- 10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 11 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から10までのいずれかに該当するもの
- 12 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から10までのいずれかに該当する者のあるもの
- 13 個人で政令で定める使用人のうちに1から10までのいずれかに該当する者のあるもの
- 14 10に該当する者がその事業活動を支配する者

- ・役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。
- ・政令で定める使用人とは、本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の処理に関して契約を締結する権限を有する者をいう。
- ・10及び14については、一般廃棄物に係る申請・届出の場合は除く。

様式第五号

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	8,000 以前より、他の事業を行っており、新たに購入するものはない。	
土地	3,000	
事務所		
収集運搬車両	5,000	
積替保管施設		
	調達方法と総額が同額であること。 事業開始資金が0円の場合には、その理由を記入すること。	
調 達 方 法	自己資金	4,000
	借入金	4,000
	(借入先名)	
	北九州銀行	2,000
	小倉信金	2,000
	その他	
	増資	

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。

## 資産に関する調書(個人用)

申請日を書くため記入しないでください

年 月 日現在

資産の種類別	内 容	数 量	価格・金額(千円)
現金貯金	小倉銀行 他		5,000
有価証券	**社 株式	5,000株	1,500
未収入金	個人で申請する場合のみ記入すること。		
売掛金			
受取手形			
土地	北九州市門司区 町 番	100㎡	33,000
建物	北九州市門司区 町 番	40㎡	17,000
備品			
車両	2tダンプ	2台	10,000
その他			
資 産 計			66,500
負債の種類別	内 容	数 量	価格・金額(千円)
長期借入金	小倉銀行 他		10,000
短期借入金	¥¥信金		800
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			10,800